

指定訪問看護の重要事項説明書

サービス利用契約を希望する方に対して、健康保険法に基づき事業所が提供する概要やサービスの内容について説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 訪問看護事業を提供する事業者

事業者名称	有限会社オフィスアイウイッシュ
所在地	名古屋市北区上飯田南町3丁目5番地1松栄ビル上飯田1階
連絡先	(052)913-8800
代表者氏名	佐橋 宣仁

2. 指定訪問看護事業を担当する事業所

事業所名称	つばさ訪問看護ステーション
所在地	名古屋市北区上飯田南町3丁目5番地1松栄ビル上飯田1階
連絡先	(052)913-8800
管理者名	松下 愛
指定番号	2360390310

3. 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、自立した在宅療養を営むことができるよう、適切な訪問看護を提供する目的とします。

4. 事業の運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、関係市町村、地域包括センター、地域の保険医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービスの内容

(1)訪問看護の利用は必ず医師の指示が必要です。医師の指示に基づき訪問看護計画をたて、サービスを実施いたします。

(2)訪問看護計画については利用者又は家族に説明し、同意をいただきます。
また、計画は、利用者に交付します。

(3)このサービスの提供に当たっては、指示の医療機関と連携をし、状態の改善・維持もしくは悪化の予防に努め、適切にサービスを提供します。

(4)もしご不明な点がありましたら、いつでも職員にご質問下さい。

6. 営業時間

月曜日～金曜日(ただし国民の休日、12月29日～1月3日までを除く。)

午前9時～午後6時

7. 営業地域

北区、西区、中区、東区、千種区、守山区、

※営業地域の交通費は無料になります。

営業地域を越えた地点から片道5キロ以上は5キロ毎に100円で
計算します。交通費は実費の扱いとなります。

8. 訪問看護体制について 看護師設置基準 2.5 人超える。

当事業所では、訪問看護師はローテーション方式を採用しております。当事業所では訪問看護導入時は利用者の状況把握等のため、2名の職員で訪問させていただきます。また、それ以後も利用者の状況に合わせて、2名の職員で訪問させていただくことがあります。複数の職員の訪問には加算が必要となりますので、別紙「訪問看護料金表」を参照の上ご了承下さい。

利用者から特定の訪問看護師の指名は出来ません。

9. 訪問看護記録について

訪問看護実施後はカルテに記録を残します。2枚複写とし1枚は利用者、1枚は当事業所で保管します。訪問の内容については、情報提供として定期的に主治医、保健所等に文章にて報告をおこないます。これは利用者の地域連携のために行います。

10. カルテ開示について

利用者の希望があれば、カルテを開示することは可能です。

カルテは利用者の重要な個人情報のため、事業所外に持ち出すことは禁止されております。カルテ開示を希望される方は、「カルテ開示希望書」にご記入していただき、当事業所にて正式に受理された後、当事業所で管理者立ち合いのもと開示します。

カルテの内容にご意見がある場合でも、カルテを修正することは禁じられているため、修正はいたしません。またこれは利用者のみの開示となりますので、ご家族からの希望でも開示はできませんので、ご了承下さい。

開示可能時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00 土、日、祝日は対応できません。

カルテの写しの実費、手数料は利用者のご負担となります。

11. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

鍵のかかる保管場所にて保管します。外部に持ち出すことを禁じています。

保管期間はサービス提供終了から5年間保管します。

保管期間が終了した書類については個人情報が特定されない方法にて破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

利用者のデータを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求める等セキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。

データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。

情報の外部への持ち出しが禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。

12. サービス利用料

利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用もしくは、医療保険で定める報酬に基づいたサービスにかかる利用料の支払いを利用者からうけるものとします。

訪問看護サービスの利用料は、別紙「訪問看護料金表」を参照してください。

13. サービス利用料等の請求と支払い方法

(1) 利用料等の請求

利用料等の請求書は、実際に受けられた当月のサービスごとに計算した利用明細書を添えて翌月の10日までに利用者あてにお届けします。

(2) 利用料等の支払い

翌月の20日までに下記のいずれかの方法を選んでいただき、お支払いください。

①現金でのお支払い

②指定口座への振り込み

③金融機関口座からの自動引き落とし

※領収書は確定申告等で必要な場合がありますので、大切に保管して下さい。

再発行はいたしませんのでご了承下さい。

14. キャンセル料

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡いただいた場合	不要
当日、訪問までのご連絡	100%請求します。
訪問までにご連絡がない場合	100%請求します。

※キャンセル料については実費でお支払いいただきます。

15. 緊急時の対応について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊、関係機関およびご家族へ連絡します。

緊急時の対応中に自宅や家具、持ち物などの破損や事故の可能性もあります。それらに対する責任は負いませんのであらかじめご了承ください。

16. 病院の付き添いについて

受診への同行は行いません。緊急時においても同様です。

17. 貴重品の取り扱いについて

当事業所でのお預かりは一切行いません。

18. 社用車の取り扱いについて

当事業所の規定により、同乗はできません。

19. 24時間対応体制について

利用者や家族から電話により看護に関する意見を求められた場合に、
24時間対応することが出来ます。

また、当事務所が必要だと判断した場合に訪問対応することがあります。
訪問は保険診療範囲内になります。

この料金については、料金表(別紙)をご覧ください。

20. 個人情報の保護

事業所は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。

21. 虐待の防止

事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のために次のように必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたって、ご家族の悩みや苦労を相談できる体制を整えます。
- (3) 職員がご利用者等の権利擁護に取り組めるよう環境整備に努めます。

22. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、主治医に連絡を行い、必要な措置を講じます。万が一事故が発生し、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

ただし、利用者又は家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。
事業者は、損害賠償保険に加入しています。

23. その他留意事項

- (1) 事業者の事業計画や財務内容についてご希望される方は事業所で閲覧できます。
- (2) 被保険者証の記載内容に変更が生じた時、要介護認定・区分認定の更新や変更を行った時、各種の減免に関する決定などに変更が生じた時、生活保護・公費負担医療の受給取得又は喪失した時等は、速やかに事業所に連絡して下さい。

24. 予告なしに訪問看護が中止になる事

- (1) 大雨、大雪、ゲリラ豪雨等の天候現象により当事務所が訪問看護を中止と判断したとき。
- (2) 地震災害、有事の際など甚大な被害が予想されるとき。

25. 苦情申し立て窓口

つばさ訪問看護ステーション	受付時間:午前9時～午後6時 電話番号:(052)913-8800 FAX番号:(052)913-8801 担当者 :松下 愛
愛知県医療安全支援センター (苦情相談センター)	原則として電話又は面接 (面接は予約制) 電話番号:(052)954-6311
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情相談室	平日 午前9時～午後5時 電話番号:(052)971-4165 FAX番号:(052)962-8870
保険者の各市町村の窓口 名古屋市役所 健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係 名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課 指導係 春日井市役所健康福祉部 障がい福祉課 春日井市役所健康福祉部 介護・高齢福祉課 あま市役所市民生活部保険医療課 (甚目寺庁舎)	営業時間:午前9時～午後5時 電話番号 (052)972-3965 (052)972-2592 (0568)85-6186 (0568)85-6182 (052)444-3168

【事業者】

住 所: 名古屋市北区上飯田南町 3 丁目 5 番地 1 松栄ビル上飯田 1 階

社 名: 有限会社オフィスアイウイッシュ

代表者: 佐橋 宣仁

印

【事業所】

住 所: 名古屋市北区上飯田南町 3 丁目 5 番地 1 松栄ビル上飯田 1 階

事業所名: つばさ訪問看護ステーション

管理者名: 佐橋 愛

(指定番号 2360390310)

担当者 _____ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】住 所

氏 名 _____ 印

【代理人】住 所

氏 名 _____ 印(続柄)

署名代行理由: